

下水道法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百十七号) (抄) ..... 1

改正案	現行
<p>（事業計画の決定及び変更）</p> <p>第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第二号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。</p> <p>（国土交通大臣に協議する事業計画）</p> <p>第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 予定処理区域（予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の一般公共下水道の事業計画</p> <p>ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する一般公共下水道の事業計画</p> <p>ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変</p>	<p>（事業計画の決定及び変更）</p> <p>第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第一号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。</p> <p>（国土交通大臣に協議する事業計画）</p> <p>第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>一 法第二条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 予定処理区域（予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の一般公共下水道の事業計画</p> <p>ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する一般公共下水道の事業計画</p> <p>ハ 第五条の二第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変</p>

更に限る。）、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する変更のみの変更に係る事業計画

二 雨水公共下水道の事業計画

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

（削る）

一 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更

二 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

三 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

四 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基

更に限る。）、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当する変更のみの変更に係る事業計画

二 雨水公共下水道の事業計画

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

（新設）

一 予定処理区域の変更

二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更

三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

六 計画降雨の設定又は変更

七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基

- 準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更
  - 三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
  - 四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更
  - 五 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更
  - 六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更
  - 七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更（第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）
  - 八 計画降雨の設定又は変更
  - 九 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

- 準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更
  - 三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
  - 四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更
  - 五 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更
  - 六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更
  - 七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更
  - 八 計画降雨の設定又は変更
  - 九 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更